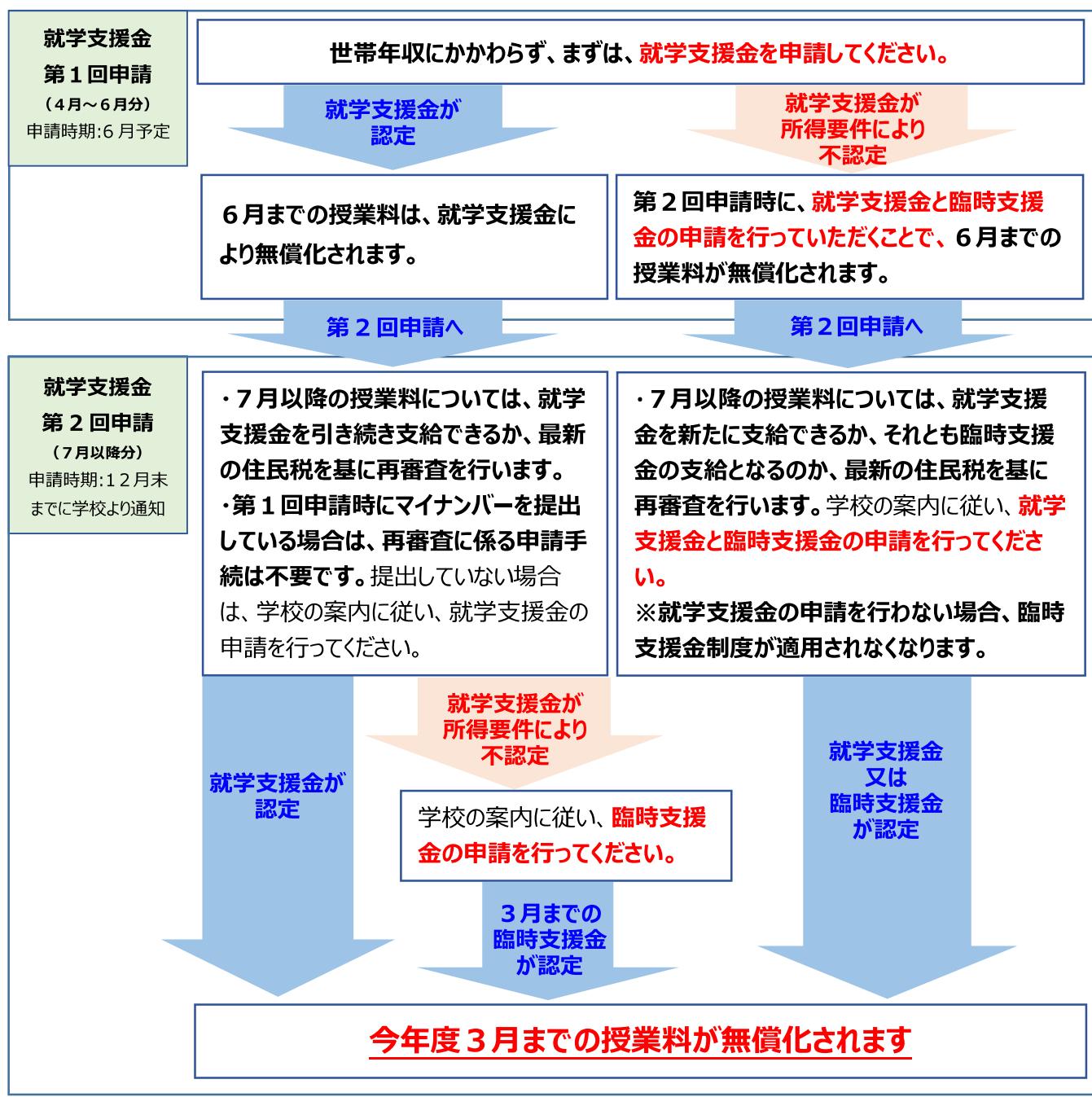


都立高校等における令和7年度の授業料無償化の申請手続について

都立高校等の授業料については、令和6年度は国に先行して実質無償化しましたが、令和7年度は国の制度により無料となります。高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の申請を行った結果、年収約910万円未満の世帯は就学支援金、年収約910万円以上世帯は高校生等臨時支援（以下「臨時支援金」という。）の対象となります。

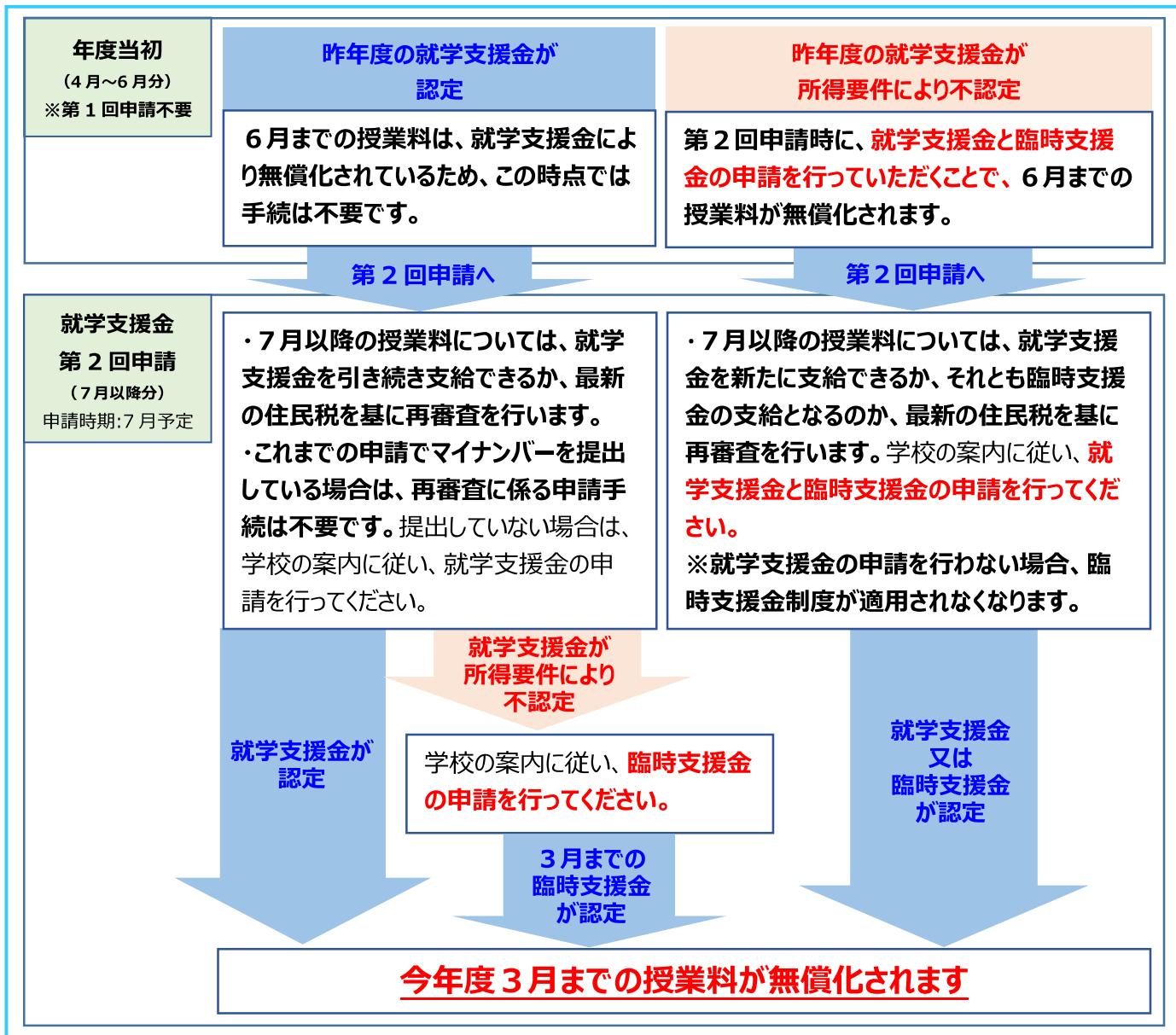
以下をご確認の上、期限までに必要なお手続を行ってください。

1 申請手続フロー（新入生の場合）



2 申請手続フロー（在校生の場合）

- In the case of students, the results of the previous year's second application for the Student Support Grant will determine the necessary procedures. Details are confirmed on the application form.
- If the previous year's application for the Student Support Grant was denied, it is necessary to apply for the Temporary Support Grant.
- If the previous year's application for the Student Support Grant was approved, no further action is required.



3 留意事項（必ずご確認ください）

- 就学支援金の申請を行わない方は、臨時支援金は認定されません。
- 所得要件以外の要件（在籍期間等）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、臨時支援金を受けることはできません。
例：高等学校等を卒業又は修了したことがある方。
高等学校等に在学した期間（転退学等の場合を含む。）が、全日制課程の場合は通算して36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は通算して48か月を超える方。
日本国内に住所を有さない方。

4 提出先・問合せ先等

提出先/問合せ先

生徒が在籍する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862 （平日 9:00～17:45）